

■セーフティネット保証制度

【内容】

この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、業況の悪化（売上高の減少）により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

【対象となる中小企業者】

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、業況の悪化（売上高の減少）により経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、**市長の認定を受けた方**。

【手続き】

申請者は、認定申請書及びその他必要書類を市へ提出し、市は審査後、認定書を交付します。

問合せ先:都城市 商工部 商工政策課 0986-23-2983

令和7年度

都城市金融制度のしおり

都城市は、がんばる中小企業者の皆様を応援しています



■融資制度

制 度 名	小口零細企業融資制度		中小企業特別融資制度
融 資 対 象	小規模企業者（中小企業信用保険法第2条第3項）		中小企業者（中小企業信用保険法第2条第1項）
	・市内に住所及び事業所を有していること。（法人の場合・・・法人登記が市内にあること。代表者は市外住民でも可。）		
	・宮崎県信用保証協会の取扱う保証対象業種であること。		
	・納期到来分の市税を完納していること。		
資 金 使 途	事業経営上必要な運転資金・設備資金		
融 資 限 度 額	1, 000万円		
	小口零細制度と信用保証協会の保証付き貸付残高の合計が2, 000万円以内で、小口零細制度と特別融資制度の融資残高の合計が1, 000万円以内であること。		特別融資制度と小口零細制度の融資残高の合計が1, 000万円以内であること。
融 資 期 間	7年以内（据置期間1年以内）		
融 資 利 率	年1. 6％		年1. 8％（責任共有制度対象外保険を付す場合は1.6％）
償 還 方 法	一括又は分割（償還期間が1年を超えるときは分割）		
保 証 人	法人の場合は原則として代表者のみとし、個人の場合は原則として不要		
担 保	必要に応じて要		
保 証 料	保証協会の定める信用保証料率により計算された額。		
補 助 金 額	信用保証料率1.25％を上限として計算された信用保証料。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に定める信用保証料率の上乗せ分を除く。		
取 扱 金 融 機 関	宮崎銀行、鹿児島銀行、西日本シティ銀行、宮崎太陽銀行、南日本銀行 宮崎第一信用金庫		

【融資制度手続き方法】

小口零細企業融資制度及び中小企業特別融資制度の融資を申し込むときは、信用保証委託申込書及びその他必要書類を添えて、事前に市（商工政策課）で受付をしてください。

